

和光市個人情報保護審議会
会長 森山 裕紀子様

和光市議会議長 安保友博

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う和光市議会の個人情報の保護に
関する条例の一部改正について（諮問）

和光市議会の個人情報の保護に関する条例第50条の規定に基づき、下記のとおり諮問
します。

記

1. 諮問事項

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う和光市議会の個人情報の保護に関する条例
の一部改正について

2. 諮問の目的及び趣旨

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の公布により、刑罰の「懲役」と「禁錮」を一本化して「拘禁刑」を創設する改正が行われ、これらの改正規定が令和7年6月1日から施行されます。

市では、この刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市の条例の規定中、「懲役」及び「禁固」の定めがある条例については、これらを「拘禁刑」に改める等の改正をする必要があり、和光市議会の個人情報の保護に関する条例についても、第53条、第54条及び第55条に「懲役」の罰則が定められていることから、これを「拘禁刑」に改めることを予定しております。

一方、和光市議会の個人情報の保護に関する条例第50条では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、和光市個人情報保護審議会に諮問することができる旨が規定されております。

つきましては、以上のことから、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、別紙1のとおり、和光市議会の個人情報の保護に関する条例を一部改正することについて、審議会の御審議を賜りたく、諮問させていただくものです。

3. 添付資料

- (1) 条例改正案（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を定めることについて(抄)）【別紙 1】
- (2) 刑法等の一部を改正する法律の概要（拘禁刑関係）【別紙 2】
- (3) 関係法令
 - ・[官報]刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)～拘禁刑関係(抄)【別紙 3】
 - ・[官報]刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)～施行期日関係【別紙 4】
 - ・[官報]刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和5年政令第318号)【別紙 5】
- (4) 現条例

和光市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年12月21日条例第25号)（改正前(現条例)）【別紙 6】

担当：議会事務局議事課